令和８年（フ）第２１００号
名古屋市東区白壁３丁目21番11号　ＳｕｎＳｔａｔｅ白壁201号
債務者　澤田　日和
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１１７号
名古屋市港区港楽３丁目１番６号　Ｌａｆｏｒｅ102号
債務者　廣中　秀之
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１２６号
名古屋市瑞穂区雁道町２丁目１番地の９　スクエアＫ　107号
債務者　熊谷由紀江
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１４６号
名古屋市天白区植田東２丁目116番地　ケアガーデン植田102号
債務者　永久聖士
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１４９号
愛知県尾張旭市東印場町２丁目３番地１　ホワイトビル旭前３－Ｂ
債務者　井上　真二
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１６０号
名古屋市南区要町３丁目９番地の１　サザンクロス205号
債務者　大下　真緒
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１６５号
名古屋市昭和区元宮町４丁目２番地　メゾン・ド・イマージュ313号
債務者　大野　絢音
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１７４号
名古屋市天白区島田が丘420番地の１　宗美106号
債務者　池田　智嗣
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１８０号
名古屋市名東区上社１丁目302番地　サンルーム名古屋334号室、住民票上の住所愛知県豊明市新栄町４丁目65番地
債務者　大川　浩史
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１８２号
名古屋市千種区星が丘山手403番地の１　シティライフグランヴィーネ星ケ丘Ａ棟713号
債務者　伊藤　晃
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２０９号
名古屋市東区泉２丁目19番11号－１　ＳＨＯＫＥＮ　Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ名古屋＜泉＞903号
債務者　須藤　琢磨
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２６０号
愛知県瀬戸市品野町６丁目1164番地
債務者　江尻　薫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５９８号
名古屋市北区楠味鋺４丁目208番地
債務者　白井　学
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０４号
三重県伊勢市小俣町明野347番地10
債務者　松尾　明夫
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第７３２号
北九州市小倉南区横代北町１丁目１番21号（２号）
債務者　由川　意志
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３３４号
茨城県水戸市百合が丘町８番地の１　県営百合が丘アパート１棟302棟、前住所茨城県水戸市けやき台１丁目６番地の１　センターコートけやき台306号
債務者　鈴木　彩芽（旧姓小川）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３４２号
茨城県桜川市小塩233番地
債務者　仲田　歩
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　水戸地方裁判所